

二宮町止水板等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集中豪雨の増加に伴う川の溢水や道路冠水等による浸水対策を支援するため、二宮町内に設置する止水板等の購入費に対し予算の範囲において交付する補助金について、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「止水板等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自宅、車庫等への高さ50センチメートル程度までの浸水を防止できる樹脂製、金属製等の止水板本体及びその設置に必要となる附属品一式
- (2) 前号と同程度の浸水防止効果が見込まれる防水シート、防水フィルム等の本体及びその設置に必要となる附属品一式

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象者（以下「補助対象者」という。）は、自らの負担により二宮町内において所有する建物に止水板等を設置する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21号）第8条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定する暴力団員に該当する者は、補助金の対象としない。

(補助金の対象経費)

第4条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が二宮町内において所有する建物に設置する止水板等（未使用の既製品に限る。）の購入費、送料、消費税額及び地方消費税額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日以前に購入した止水板等は、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金額に、100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 この要綱による補助金の交付は、1つの建物につき1回を限度とする。

(交付の申請及び実績の報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、二宮町止水板等購入費補助金交付申請書兼購入実績報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類及び二宮町止水板等購入費補助金交付請求書(第2号様式)を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 止水板等を配置する建物の場所を示す地図
- (2) 建物の配置図等に止水板等の設置予定箇所を示した図面
- (3) 止水板等の購入に係る購入店発行の日付、購入者の氏名、製品名、数量及び金額の内訳が明記されている領収書
- (4) 止水板等の設置状況及び保管状況が確認できるカラー写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の申請の受付は、毎年度5月14日から1月29日までとする。

3 町長は、当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を中止するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、二宮町止水板等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による補助金交付の決定後、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金受給者の責務)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、本補助事業に係る止水板等を良好に維持管理し、又は適切に保管しなければならない。

(免責事項)

第10条 止水板等の設置に伴い発生した事故、問題等について、町はいかなる責も負わない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条ただし書に規定する町長が定める期間は、当該補助金の交付を受けた日から3年間とする。

2 本補助事業に係る止水板等を処分しようとするときは、あらかじめ二宮町止水板等購入費補助対象止水板等処分届出書(第4号様式)を町長に提出し、承認を得なければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に係る第 9 条から第 11 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。